

## 各種手当制度ご存知ですか

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当

#### 児童扶養手当(母子家庭等)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある場合は20歳未満の児童)で、次のいずれかの条件にあてはまる者を監護している母子家庭などの母親または母親に代わってその児童を養育しているかた

父母が離婚 父が死亡 父が重度の障害者(国民年金1級程度) 父の生死が不明 父から1年以上遺棄 未婚の子 父が1年以上拘禁

#### 特別児童扶養手当(障害のある児童)

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母または父母に代わって養育しているかた

支給されないことがある場合  
児童福祉施設等に入所していると

## 東京デイズニースー・ツアー参加者募集

### 明和町労使教育委員会主催

明和町労使教育委員会では、労働者と使用者およびその家族の交流を図るため、次のおりツアー参加者を募集します。

日時 9月7日(土)

場所 東京デイズニースー

対象者 町内在住または在勤の労働者・使用者とその家族

募集人員 40人(先着順)

き 児童(児童扶養手当は母、養育者を含む)が公的年金を受けているとき

児童扶養手当の所得制限等が改正されず

母子家庭に対して支給されている児童扶養手当制度が本年8月から改正になります。現在、受給者の収入に応じて、手当額が2段階(全部支給が月額42,370円、一部支給が月額28,350円)になっていますが、今後は、全部支給および一部支給の所得の範囲が変わり、一部支給の手当額については、所得額に応じてきめ細かく定められることとなります。

保健福祉課(老人福祉センター内)  
☎(84)4926

### 参加費

4歳以上小学生以下

一人 3,000円 中学生以上

一人 5,000円(1日間フリーパス券含む)

申し込み 7月15日(月)から明和町

労使教育委員会事務局(経済課内)で受け付けします。

労使教育委員会事務局  
(経済課内) 内線353

## 医療費をお知らせします

### 国保加入者と老人医療受給者

国民健康保険加入者と老人医療受給者に、医療費を通知します。これは、貴重な医療費を有効に使うためにも、健康の大切さを認識し、健康づくりに取り組んでもらうためのものです。なお、国民健康保険に加入していて老人医療費を受給している人には、老人医療費通知のお知らせします。

通知時期 国保加入者への通知は1回目を4月下旬、以後2か月ごとに年6回行います。

老人医療受給者への通知は1回目を6月下旬、以後3か月ごとに年4回行います。

通知内容 国保加入者は受診者の世帯ごとに世帯主あてに、老人医療受給者には受給者一人ひとりに、医療機関名、受診者名、診療年月、診療区分(入院、外来、歯科、調剤、柔整、食事)、日数、総医療費を通知します。

住民課 内線338

## 親と子の教育相談を行っています

### ひとりで悩まず早めに相談を

小学生、中学生の皆さんやお父さん、お母さん等を対象に教育相談事業を開設していますのでご利用ください。

相談内容 いじめ、登校拒否等にかかわる悩み  
相談方法

#### 電話相談 ☎フリーダイヤル

0120 845665

日時 月々金曜日、午前8時30分～午後5時(時間外は留守番電話が受け付け)

相談員 町教育委員会 野村正人  
指導主事

来所(面接)相談  
日時 毎月第2・第4水曜日、午

後1時～3時

場所 中央公民館

相談員 関根嘉子相談員

申し込み 事前に専用電話(フリーダイヤル)でお申し込みください。

費用 いずれの相談も無料

相談は、学校と連携をとりながら実施し、家庭訪問相談も随時行っています。秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

教育委員会学校教育課  
(中央公民館内) ☎(84)4491